



## 株式会社ミント・ブランディングの パートナーシップ構築宣言

---

株式会社ミント・ブランディングは、サプライチェーン（※1）の取引先の皆様、また新たな価値の創造を図る各種事業者のみなさまと、連携・共存共栄を進めることで、強いパートナーシップを構築します。

これについて、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と、

#### 規模・系列などを越えた新たな連携

直接の取引先を通じ、その先の取引先にまで働きかける（※2）ことで、サプライチェーン全体での「付加価値の向上」に取り組みます。また既存の取引関係や企業規模などを超越した積極的な連携により、サプライチェーン全体での共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時における事業の継続や、働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入・BCP（事業継続計画）策定についても、積極的に支援・助言します。

※1 サプライチェーン…供給網。ある製品・サービスの、原料の段階から消費者にいたるまでの、全過程のつながりのこと。

※2 中小企業庁では「[Tier N] から [Tier N+1] へ」という表現を採用しています。

具体的には

- ・企業間の連携（オープンイノベーション）を積極的に推進します。
- ・IT実装（データの相互利用、IT人材の育成支援、クラウドサービスなどの利用）を積極的に行います。
- ・各種専門人材のマッチングを行うことで、自社が関わるサプライチェーン全体を強くします。

## 2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を指針に、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を遵守（じゅんしゅ）します。また取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や、商慣行の是正（ぜせい）に、積極的に取り組みます。

取引上の立場に優劣がある企業間での取引についても、適正化を図ります。

### ①価格の決定方法

- ・当社では、不合理な原価低減要請を行いません。
- ・取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には、協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。
- ・取引対価の決定を含め、契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②支払条件

- ・下請代金は現金で支払います。手形は利用致しません。

### ③知的財産・ノウハウ

- ・片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示、知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

- ・取引先が、働き方改革に対応できるよう、積極的に取り組みます。
- ・具体的には、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や、急な仕様変更を行いません。
- ・災害時などにおいては、下請事業者に一方的な負担を押し付けないように注意を払います。また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続に配慮します。

## 3. その他、自主的な宣言

- ・SDGs に積極的に取り組み、地球の未来をともに考えるサプライチェーンを構築します。
- ・人権問題に配慮し、女性、シニア、障がい者、外国人など、多様な人材を起用する、ダイバーシティマネジメントを積極的行います。

2020年6月21日

株式会社ミント・ブランディング  
代表取締役 守山菜穂子